

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第二十五号

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第一条 給料の調整額に関する規則(昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「(以下この項において「短時間勤務職員等」という。)」を削り、「乗じて得た額とし、」を「乗じて得た額」とし、「に、」とする。)とする。「を」とする。」に改め、「短時間勤務職員等について、」を削る。

別表第一の県立の特別支援学校の項及び市町立中学校及び市町立小学校の項の調整数の欄中「二」を「一・五」に改める。

別表第二の口の表中「12,500円」を「12,400円」に改め、別表第二のホの表中「9,000円」を「8,900円」に、「11,100円」を「11,000円」に、「12,000円」を「11,900円」に改め、別表第二の入の表中「11,600円」を「11,500円」に、「11,800円」を「11,700円」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年佐賀県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項第一号中「調整基本額」の下に「(佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十一年佐賀県条例第四十六号。以下この項において「平成二十一年改正県職員給与条例」という。))又は佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十一年佐賀県条例第四十七号。以下こ

の項において「平成二十一年改正学校職員給与条例」という。）の施行の日（以下この項において「基準日」という。）において平成二十一年改正県職員給与条例附則第三項又は平成二十一年改正学校職員給与条例附則第二項に規定する減額改定対象職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）である者にあつては、当該調整基本額に百分の九十九・八二を乗じて得た額）を加え、同項第二号中「調整基本額」の下に「（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該調整基本額に百分の九十九・八二を乗じて得た額）」を加え、同項第三号中「場合）」を「場合。以下この号において同じ。）」に改め、「調整基本額」の下に「（基準日において減額改定対象職員である者（施行日の前日に次に掲げる場合に該当することとなつたとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となる者を含む。）にあつては、当該調整基本額に百分の九十九・八二を乗じて得た額）」を加え、同項第四号中「に同日にその者に適用されることとなる調整基本額」を「の額」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、第一条の規定（給料の調整額に関する規則別表第一の改正規定に限る。）は、平成二十二年一月一日から施行する。